

化製場等に関する法律施行令

発令 　　：昭和31年9月6日政令第285号

最終改正：平成2年2月17日政令第15号

改正内容：平成2年2月17日政令第15号[平成13年1月6日]

○化製場等に関する法律施行令

〔昭和三十一年九月六日政令第二百八十五号〕

〔厚生大臣署名〕

へい獣処理場等に関する法律施行令をここに公布する。

化製場等に関する法律施行令

内閣は、へい獣処理場等に関する法律〔現行＝化製場等に関する法律＝平成元年一二月法律八〇号により題名改正〕（昭和三十二年法律第四十号）第四条〔昭和三十八年一二月法律八三号により委任規定削除〕、第八条並びに第九条第一項、第五項〔昭和三十四年四月法律一四三号により全部改正〕及び第七項〔昭和三十四年四月法律一四三号により削除〕の規定に基き、この政令を制定する。

（法第九条第一項の政令で定める動物の種類）

第一条 化製場等に関する法律（以下「法」という。）第九条第一項の政令で定める動物の種類は、次のとおりとする。

- 一 牛
- 二 馬
- 三 豚
- 四 めん羊
- 五 やぎ
- 六 犬
- 七 鶏（三十日未満のひなを除く。）
- 八 あひる（三十日未満のひなを除く。）
- 九 その他その飼養又は収容に関して公衆衛生上の配慮が必要な動物として都道府県の条例で定める動物

（法第九条第六項の政令で定める施設）

第二条 法第九条第六項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）に規定する家畜市場
- 二 競馬法（昭和三十二年法律第五十八号）に規定する競馬場
- 三 家畜共進会、家畜博覧会その他臨時的に開催される催物に設けられる施設で前条各号に掲げる種類の動物を飼養し又は収容するもの

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三十四年九月一五日政令第二九八号〕

（施行期日）

- 1 この政令は、昭和三十四年十月一日から施行する。

（地方公共団体手数料令の一部改正）

- 2 地方公共団体手数料令（昭和三十年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和四五年六月一〇日政令第一七六号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四六年六月一七日政令第一八八号抄〕

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十六年六月二十四日から施行する。

附 則〔昭和五五年五月一日政令第一二〇号〕

この政令は、許可、認可等の整理に関する法律（昭和五十四年法律第七十号）の一部の施行の日（昭和五十五年六月一日）から施行する。

附 則〔昭和五九年四月二七日政令第一一六号〕

この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則〔平成二年二月一七日政令第一五号〕

この政令は、へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律〔平成元年一二月法律第八〇号〕の施行の日（平成二年五月一日）から施行する。